

地位承継届出書必要書類について

(譲渡・相続・合併・分割)

譲渡、相続、法人合併、法人分割等により、営業者の地位を承継した場合は、速やかに地位承継届の提出が必要です。

【届出区分】

- 1.譲 渡**：営業許可・届出を事業譲渡された個人又は法人が事業を承継する場合
※対象となるのは施設基準を満たし、許可を受けた営業ごと(一許可ごと)に譲渡を行う場合です。
- 2.相 続**：営業許可・届出を取得していた者が亡くなり、親族の者が営業許可を相続する場合
- 3.合併・分割**：会社法に基づく会社分割・合併などにより営業許可・届出を引き継いだ場合

【届出書類等】

1. 譲渡

- 1) 地位承継届(法令事項)
- 2) 譲渡が行われた事を証する書類(法令事項)
営業を譲渡したことがわかる譲渡契約書の写し等、現在の事業主による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの(建物の売買契約書、事業の譲渡に関する記載のない契約書等は不可)。
法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し又は、当該個人事業主が事業譲渡後の法人の代表者や役員であることが確認できる登記事項証明書。
- 3) 施設平面図及び周辺地図(依頼)
※譲渡の場合、届出後現場検査を行います。円滑な検査の実施のため、施設平面図、周辺地図を提出いただきますようお願いいたします。
- 4) 営業許可証原本(依頼)

2. 相続

- 1) 地位承継届(法令事項)
- 2) 戸籍謄本(法令事項)
- 3) 改正原戸籍謄本(法令事項)
- 4) 許可営業者地位承継の相続同意証明書(法令事項)
- 5) 営業許可証原本(依頼)

3. 法人合併・分割

- 1) 地位承継届(法令事項)
- 2) 履歴事項全部証明書(法令事項)・・・法務局発行から6ヶ月以内のもの
- 3) 営業許可証原本(依頼)